

富山県デジタルによる変革推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 デジタルによる変革の推進に関する実施計画等（第8条）

第3章 デジタルによる変革の推進に関する基本的施策（第9条—第13条）

第4章 財政措置等（第14条）

第5章 推進体制の整備（第15条）

附則

近年、人口減少と少子高齢化が急速に進展し、本県でも、就職期の若者の流出、特に若い女性の社会減が続き、出生数の減少が続く深刻な状況となっている。人口減少と少子高齢化の進展は、社会を支える担い手不足に伴うサービスの質や産業競争力、地域社会の機能の低下などを招くことが懸念される。

このような中で、行政運営や事業活動におけるデジタルの活用は、これまで人が担ってきた業務のデジタルへの置換えによる業務のスピードや正確性の向上に伴う労働力不足の解消、生産性の向上が実現されるほか、多くのデータの取得とその活用等による県民一人ひとりに寄り添った新しいサービスやビジネスの創出、新たな方法による地域社会の課題解決などが期待される。また、デジタルの活用により時間や場所に拘束されずに働き、移動時間及び通勤時間の短縮で生じた時間を子育てや地域活動に使うなど、個々の事情に応じた柔軟で多様な働き方が可能となる。

これまで経験したことがない人口減少の時代が到来する中で、本県の産業が発展し、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を実現していくためには、デジタルをさらに活用して、より多様かつ複雑になっていく課題を解決しながら、デジタルによる変革に社会全体で取り組む必要がある。

ここに、県民、事業者、市町村、県といった地域社会の全ての構成員が、デジタルによる変革を推進するに当たっての基本理念を共有するとともに、それぞれが果たす役割を理解した上で、より強力な推進体制の下、互いに連携及び協力しながらデジタルによる変革に取り組み、もってゆとりと豊かさを実感できる富山県を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人口減少や少子高齢化、国内外での産業の競争の激化、地域社会の機能の維持など、本県が直面する課題を克服するためには、デジタルによる変革が極めて重要であるということに鑑み、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の趣旨を踏まえ、富山県におけるデジタルによる変革の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、デジタルによる変革を推進する体制及び基本的施策を定めることにより、デジタルによる変革を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の持続的かつ健全な発展と県民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術をいう。
- (2) デジタルによる変革 デジタルを適正かつ効果的に活用することにより、社会をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいう。

(基本理念)

第3条 デジタルによる変革は、人口減少、少子高齢化の進展その他本県が直面する様々な課題を克服し、産業競争力の強化及び活力ある地域社会の実現に寄与するために推進されなければならない。

- 2 デジタルによる変革は、全ての県民がゆとりと豊かさを実感できる生活の実現に寄与するために推進されなければならない。
- 3 デジタルによる変革は、デジタルの活用が目的ではなく、手段の一つであるという認識の下に推進しなければならない。
- 4 デジタルによる変革は、地域社会のあらゆる分野において、多様な主体が連携し、及び協力しながら推進するものとする。
- 5 デジタルによる変革の推進に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての県民がデジタルによる変革の推進の成果を享受できるよう、情報格差の解消に取り組まなければならない。

6 デジタルによる変革の推進に当たっては、個人及び団体の権利利益を害さないよう適切な情報セキュリティ対策が講じられなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、デジタルによる変革の推進に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 県は、広報活動等を通じて、デジタルによる変革の推進の重要性に関する県民の理解を深めるとともに、県民のデジタルの利用等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県政の全ての行政運営において、デジタルによる変革を進めるものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、地域社会におけるデジタルによる変革の推進に当たっては、市町村と連携し実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が進めるデジタルによる変革に関し必要な情報を提供し、及び市町村の求めに応じ技術的な助言を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、人口減少と少子高齢化が進展する中で、サービスの質の維持及び向上、産業競争力の維持及び強化、ゆとりと豊かさを実感できる生活を実現していくためには、デジタルによる変革を推進していくことが重要であることを理解することに努めるとともに、デジタルを活用した社会経済活動への参加やデジタルを活用した行政手続及び行政サービスの積極的な利用に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らの事業活動においてデジタルによる変革を推進するよう努めるとともに、県が実施するデジタルによる変革の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 デジタルによる変革の推進に関する実施計画等

(実施計画の策定)

第8条 知事は、デジタルによる変革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) デジタルによる変革の推進に関する目標
- (2) デジタルによる変革の推進に関する施策の基本となる事項
- (3) デジタルによる変革を推進するための体制の整備に関する事項
- (4) その他デジタルによる変革を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、実施計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第3章 デジタルによる変革の推進に関する基本的施策

(行政サービスの利便性や質の向上)

第9条 県は、デジタルを活用した行政手続その他行政サービスの利便性や質の向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(産業競争力の強化)

第10条 県は、デジタルを導入する事業者への支援、データの活用等により新しいサービスやビジネスを創出する事業者への支援その他産業競争力の強化に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(活力ある地域社会の実現)

第11条 県は、防災、観光、交通、子育て、福祉等様々な分野でデジタルを活用して地域課題を解決する取組その他活力ある地域社会の実現に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、デジタルに関する専門的な知識又は技術を有する人材その他デジタルによる変革の推進に必要な人材を育成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(働き方改革の推進)

第13条 県は、デジタルを活用した多様で柔軟な働き方の推進、業務の効率化その他働き方改革の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 財政措置等

(財政上の措置等)

第14条 県は、デジタルによる変革の推進に関する施策を実施するため必要な財政

上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第15条 県は、デジタルによる変革を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和6年3月25日公布)